

令和6年度
第3回福島県森林審議会議事録

日時:令和6年12月19日(木)

場所:杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部

森林計画課

令和6年度第3回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和6年12月19日（木） 13時30分～15時30分

2 場 所 福島市 （杉妻会館 4階 牡丹）

3 出席者

（委 員）

阿部恵利子委員、五十嵐乃里枝委員、古関恵子委員、今野万里子委員、
白岩和子委員、鈴木清延委員、鈴木謙司郎委員、高木鉄哉委員、田子英司委員、
藤野正也委員、村越のぞみ委員

（以上11名）

（福島県）

農林水産部長、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、農林企画課長、
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、
県北農林事務所森林林業部長、県中農林事務所森林林業部長、
県南農林事務所森林林業部長、会津農林事務所森林林業部主幹兼副部長、
南会津農林事務所森林林業部長、相双農林事務所森林林業部長、
いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長

（以上16名）

4 議 事

（1）【議案第1号】

- ア 阿武隈川地域森林計画の樹立について
- イ 奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更について
- ウ 地域森林計画の樹立及び変更に対する意見等について

（2）【議案第2号】

- ア 令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について（中間とりまとめ案）

5 その他

連絡事項

6 閉 会

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会 森林計画課総括主幹 (野崎総括主幹)	本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席頂きありがとうございます。 私は本日の司会進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の野崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまより、福島県森林審議会を開催いたします。 はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。
会長あいさつ (藤野会長)	委員の皆様におかれましては、師走のお忙しい中、令和6年度第3回森林審議会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。 本日は、12月10日付けで諮問を受けました「阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)」について、委員の皆様には事前に御意見を頂いているところですが、本日はこれらを踏まえて、審議を進め、答申を行いたいと考えています。 また、10月21日付けで諮問を受けました「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」につきましては、事前に皆様から頂いた御意見を反映させた、中間とりまとめ(案)について審議を進めてまいりたいと考えております。 本日は内容が多岐にわたりますが、皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂ければと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
司会 (野崎総括主幹)	ありがとうございました。 続きまして、農林水産部長から挨拶を申し上げます。
農林水産部長あいさつ (沖野部長)	皆さんこんにちは。 県農林水産部長の沖野と申します。 令和6年度第3回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。 委員の皆様には、年末のお忙しいところ御出席頂き、誠にありがとうございます。また、日頃より、本県の森林林業の持続的な発展に御協力頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。 さて、先月10日、いわき市において、全国植樹祭の理念を継承し、県民参加の森林づくり活動を促進するため、第7回ふくしま植樹祭が開催されました。当日は約700名の方に参加頂き、植樹活動や枝払い等の森林整備を行うとともに、薪割りなどの交流体験

司会 (野崎総括主幹)	により、森林の魅力に触れていただきました。 今後もこれらの活動を通じて県民に、森林づくりの共感の輪が一層広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。 本日は、二つの議案について御審議を頂くこととしております。 1つ目が、本県の森林林業施策の方向性を定め、計画的な森林施業による適正な管理や、市町村、森林所有者等が作成する計画の指針となる地域森林計画についてであります。 そして2つ目が、10月21日に開催した第2回森林審議会で諮問し、委員の皆様から事前に頂いた御意見を反映いたしました、「令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について」の中間とりまとめ(案)についてであります。 限られた時間でございますが、委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜り御審議くださるようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 沖野農林水産部長は所用により、ここで退席させていただきます。 それでは皆様には御手元の資料の御確認をお願いいたします。 御手元の資料の配付資料一覧表を御覧ください。 本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「森林審議会委員名簿」、地域森林計画関係資料が、資料1から資料7、あわせて参考1から参考3があります。また、地域森林計画に関する諮問の写しがついております。 福島県森林環境税関係資料につきましては、資料1、資料2、参考1でございます。 資料はおそろいでしょうか。 なお県側の出席者でございますが、「出席者名簿」を御覧願います。 それでは、次第4 委員の出席状況について御報告させていただきます。 福島県森林審議会出席者名簿を御覧ください。 委員のうち、リモートで御参加頂いてます委員は、出席者名簿の氏名に下線が引いてあり、阿部恵利子委員1名となっております。
------------------------	---

	す。 また、本日は遠藤忠一委員、宮田秀利委員、関奈央子委員の3名から欠席の御報告を頂いております。 豊田新一委員は所用で遅れておりますが、委員総数15名のところ現時点で11名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定めます委員の過半数の出席を得ていることから、当審議会は有効に成立していることを御報告いたします。 それでは次第の5 議事に移らせていただきます。 福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますので、藤野会長に議事進行をお願いいたします。 それでは藤野会長よろしく願いいたします。
議長 (藤野会長)	それでは委員の皆様の御協力をお願いいたします。 はじめに、審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。 古関恵子委員と白岩和子委員にお願いしたいと思います。 それでは、議事1に入らせていただきます。 議案第1号については、知事から12月10日に諮問を受けております、地域森林計画に関する事項となっております。 それでは、事務局から説明をお願いします。
森林計画課主幹 (眞壁主幹)	森林計画課の眞壁と申します。よろしく願いいたします。 説明の進め方ですが、はじめに、「阿武隈川地域森林計画の樹立(案)」に関する御説明を行った後、「奥久慈、会津及び磐城地域森林計画の変更(案)」に関して御説明させていただきたいと思っております。 そのあとに縦覧等の結果並びに委員の皆様から事前に頂きました御意見とその対応について御説明させていただきます。 それではスクリーンのほうを御覧ください。 スクリーンの画像につきましては、青のインデックスの参考1「阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)について」としてお配りしておりますので、あわせて御覧頂きますようお願いいたします。 はじめに、地域森林計画の概要です。 森林法に基づき、知事が全国森林計画に即して5年ごとに10

	年を1期として立てる計画となっております。 それぞれの地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするものです。 また、市町村長が立てる市町村森林整備計画の指針となります。 本県においては、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の4つの計画区があり、今年度は阿武隈川地域森林計画の樹立となります。 4つの計画区合計の民有林の面積は561千ヘクタールで、県土面積の約41%を占めております。 次に、地域森林計画の位置付けについてです。 左側が県の各種計画の体系になります。 県全体の振興計画となる福島県総合計画、その部門別計画として、農林水産業振興計画があり、これに即して各種事業計画が立てられております。 また、本県の土地利用の方向性を示す土地利用基本計画がございます。 右側が森林計画制度の体系になります。 森林林業基本法に基づき、政府が長期的かつ総合的な施策の方向、目標を示した、森林林業基本計画を立て、これに即して農林水産大臣が全国森林計画を立てます。 さらにこれに即しまして、民有林では「地域森林計画」が、国有林では「国有林の地域別の森林計画」が立てられます。 地域森林計画に適合した形で、市町村では「市町村森林整備計画」、森林所有者等においては「森林経営計画」が策定されます。 なお、地域森林計画は、「農林水産業振興計画」や「土地利用基本計画」、「第2期福島県復興計画」との調整を図り作成しております。 次に、阿武隈川地域森林計画の前計画、令和2年度から令和6年度の計画となりますが、こちらの実行の結果と今後の取組について御説明いたします。 計画量に対する実行歩合は、伐採材積が83%、間伐面積が65%、造林面積が27%、林道開設量が126%で、これらの実績を踏まえて新たな計画を作成しております。
--	--

また、阿武隈川計画区の課題は、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復、資源構成の適正化、自然環境の保全など多面的機能の維持、効率的かつ安定的な林業経営の4つになります。

これらの課題を踏まえ、今後の取組としては、①東日本大震災及び原子力災害からの復興、②森林資源の質的な充実、③森林の有する多面的機能の持続的な発揮、④持続可能な林業経営の確立の4つの事項を基本的な考え方としております。

次のスライドからこの4つの事項について御説明してまいります。

①東日本大震災及び原子力災害からの復興です。

スライドは、ふくしま森林再生事業及び広葉樹林再生事業による取組を示したものです。

森林環境回復の推進を図るため、ふくしま森林再生事業により、人工林における間伐等の森林整備、丸太筋工等による放射性物質の拡散抑制に取り組めます。

また、震災前、きのこ原木生産が盛んであった阿武隈山地を中心に、次世代のきのこ原木林等となる広葉樹林の再生に向けた取組を推進いたします。

また、新たな木材需要の創出を推進するため、未利用間伐材等を木質バイオマス発電所等で利用することや、新たな利用拡大を図るため、WOOD.ALCや縦ログ構法などの製品開発、木造公共施設等への利用などにより、県産材の需要拡大を図ります。

②森林資源の質的な充実についてです。

県内の人工林は利用可能な高齢級林分が増加している一方で、若い森林が少なく、偏った年齢構成となっております。

小規模零細な所有形態となっている森林を面的にまとめた中で森林経営していくため、施業集約化に向けて、森林組合による保育・経営の活性化等の推進、森林クラウドの活用や林地台帳の作成等を行う森林関連情報の整備・提供、利用可能な高齢級林分の更新を推進し、森林資源の質的な充実を図ってまいります。

また、再造林等により適確な更新を図っていくため、造林コストの低減や、路網整備の推進、花粉症発生源対策、育成複層林化や長伐期化への誘導等を進め、多様で健全な森林へ誘導してまいります。

③森林の有する多面的機能の持続的な発揮についてです。

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため、長期的な視点に立って、森林の状況を適確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の実施や、森林環境の保全を推進し、森林の有する多面的機能を発揮させるものとします。

計画では、森林の有する機能として水源かん養機能、山地災害防止/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能を紹介し、それぞれの望ましい森林の姿を記載しております。

④持続可能な林業経営の確立についてです。

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、路網と高性能林業機械との組合せによる、低コスト作業システムの導入、人材の確保・育成、地域一体となった県産材の供給体制整備、木材製品の安定的な供給、特用林産の振興により持続的・安定的な林産物の生産を推進します。

以上4点が計画策定に当たって重視している事項です。

次に、阿武隈川計画区の森林資源の概要です。

阿武隈川計画区における森林面積は、約269千ヘクタールで、計画区の総土地面積の約56%を占めております。

森林面積のうち178千ヘクタールが民有林で、森林面積の66%を占めております。

民有林のうち、人工林は71千ヘクタールと40%を占めており、県平均の人工林率36%を少し上回っております。

樹種構成は62%がスギで、次いでアカマツ・クロマツが27%となっております。

資源量は年々増加し、令和6年現在、平成11年の1.8倍の約52.9百万立方メートルとなっております。

人工林は高齢林化し、人工林面積の87%が、8齢級以上と本格的な利用期を迎えております。

一方で、7齢級以下の林分は13%と少ないことから、資源の平準化が課題となっております。

次に森林整備の推移です。

伐採立木材積について、近年、主伐材積は横ばい、間伐材積

は減少傾向にあります。

間伐面積も近年減少傾向にあり、ヘクタール当たりの間伐材積は、平成27年度以降、年によって差はあるものの、減少傾向にあります。

人工造林面積及び林内路網整備延長の推移については、人工造林面積は年度ごとのばらつきはございますが、およそ100ヘクタールから200ヘクタールの範囲で推移しています。

林内路網整備の延長は、林道開設の延長が令和5年度までに29.4キロメートル、作業道整備延長が1,217キロメートルとなっており、森林整備と一体的に路網の整備が進んでおります。

次に保安林指定面積及び治山事業量の推移です。

保安林指定面積は、平成27年の19,929ヘクタールから年々増加し、令和5年度には20,385ヘクタールとなり、計画的に保安林の指定が進められております。

治山事業量は災害復旧が進んだため、平成27年度と比べ事業量は大きく減少しておりますが、近年は、5億から6億円の範囲で推移しております。

次に、阿武隈川地域森林計画の各計画量について御説明します。

なお、当計画量は、計画期間10年間の合計値となっております。

また、いずれも当地域の森林面積や齢級構成等を勘案しつつ、全国森林計画に即して設定しております。

現計画は、最終の変更内容を踏まえた数量としており、昨年度の計画変更の内容が反映されております。

主伐については、現計画と考え方に変更はないため、主伐材積や人工造林面積、天然更新面積はほぼ変わっておりません。

間伐については、合計面積は変わっていないものの、齢級ごとの実行量を見直したため、材積が現計画比85.2%に下がっております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整により計画しており、開設は新設37路線、約13キロメートル、改築が9路線、約22キロメートル、拡張は、

改良が51路線、約41キロメートル、舗装が47路線、約121キロメートルの計画となっております。

次に保安林面積及び治山事業の計画です。

保安林面積の計画量について、水源かん養は13,594ヘクタール、災害防備は10,057ヘクタール、保健・風致は1,729ヘクタールを計画しております。

治山事業の計画量は、事業の重要性、緊急度等を勘案して、治山事業計画と調整し、235地区を計画しております。

続きまして、奥久慈、会津、磐城計画区における変更内容について説明いたします。

はじめに、各計画区の対象森林面積の変更です。

奥久慈計画区は変更ございません。

会津計画区は官行造林地の返地により、一つの町で合計11ヘクタールの増加となります。

磐城計画区は、地域森林計画対象森林の区域修正及び林地開発の完了により、5つの市町村で、合計1,084ヘクタールの減少となっております。

次に、林道の開設及び拡張に関する計画です。

林道の事業計画との調整を図り、表にお示ししているとおり、路線数、延長を変更しております。

なお、計画は、森林整備計画、地元要望等に基づくものとなっております。

次に、各計画区の保安林面積及び治山事業の計画量です。

保安林の指定と解除の面積は、令和4年度の集中豪雨等により、山腹崩壊が発生し、災害防備機能を早急に発揮させる必要があるなどから、会津計画区で増となっております。

治山事業の計画量についても、令和4年度の集中豪雨や、令和5年度の台風13号等により、会津計画区では4地区、磐城計画区では11地区増加しております。

以上が各計画区の変更内容の御説明でした。

最後に、地域森林計画樹立・変更に関するスケジュールについて御説明いたします。

本日、森林審議会からの答申を頂きましたら、今後、農林水産大臣へ協議を行い、同意を得た上で、12月26日付けでの樹立及び変更、同日付けで公表を予定しております。

「阿武隈川地域森林計画(案)並びに奥久慈、会津及び磐城地域森林計画の変更(案)について」は以上のとおりです。

続きまして、縦覧及び県民意見公募の結果等を取りまとめた、「地域森林計画(案)並びに同変更(案)に対する意見等」について御説明いたします。

御手元の資料6の2ページを御覧ください。

「1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募(パブリックコメント)の結果」については、10月22日から11月21日の31日間実施いたしましたが、特に意見等はございませんでした。

また、市町村や関係機関、審議会委員からの意見につきましては、東北経済産業局長から1件と、森林審議会委員から3件御意見を頂きました。

3ページを御覧ください。

東北経済産業局からは、「計画区域内の鉱業権が設定されている区域では、鉱業の実施に支障ないよう配慮すること。」との御意見があり、阿武隈川地域森林計画書10ページに記載しております、森林の整備及び保全の基本方針のとおり、適切な管理を行い、災害防止に努めてまいります。

4ページを御覧ください。

森林審議会委員からの御意見といたしまして、1つ目になります。

阿武隈川地域森林計画の計画書5ページに記載があります、「2 全計画の実行結果の概要及びその評価」の(4)基幹路網の開設又は拡張に記載している内容に関する疑義を頂いております。

御意見のとおり、記載内容に誤りがございましたので、回答対応欄に記載のとおり修正しております。

2つ目になります。

令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方につきましては、前回の第2回森林審議会において、現在の福島県森林環境税制度や県民アンケート調査などの結果を御説明し、御審議頂きました。

そこで頂いた御意見や、アンケート、タウンミーティング等での県民からの意見などを踏まえて、中間とりまとめ(案)を作成し、11月の下旬に委員の皆様へお送りし、事前に御確認頂き、御意見を頂戴したところです。

本日は修正しました中間取りまとめ(案)について、改めて委員の皆様にご確認いただき、御審議をお願いいたします。

資料の1を御覧ください。

委員の皆様にご事前に御確認いただいた結果等を踏まえ、修正した箇所を赤で表示しております。

こちらの資料1とあわせて、参考1を御覧いただきたいのですが、御手元に、冊子とは別にA3判の大きなカラー刷りの資料を御準備しております。

参考1の1ページ目がこちらになっておりますので、こちらを御覧頂けるとよろしいかと思います。

表の1番左に、県内の森林・林業を取り巻く現状と課題の、課題の部分をもとめております。

山地災害防止機能等の高い森林において荒廃のおそれがある森林がまだまだ多く存在しております。

また、主伐後に、再造林されていない森林が、県内には多く存在しております。

里山林などの身近な森林においても、人の手が入らず荒廃し、野生動物との緩衝地帯としての機能が低下しており、人里への野生動物の出没が大きな問題となっております。

長引く木材価格の低迷などによって、木材利用が十分に進まず、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営が困難な状況となっております。

こういった状況や生活様式の変化などから、県民が森林と関わる機会が減少し、森林を適切に管理する意識・意欲が低下しております。

「森林文化」や「木の文化」が、担い手の減少等により衰退するおそれがあります。

そのため、令和3年度からの第4期対策においては、6つの施策ごとに様々な事業を実施してきました。

主なものを御紹介いたします。

なお、ここに記載しております実績の数字等は令和5年度までのものとなっております。

(1) 森林環境の適正な保全として、水源区域や水源かん養機能、山地災害防止機能など森林の有する公益的機能が特に高い区域の森林整備を、2,502ヘクタール実施いたしました。

また、人と野生動物との共生や景観整備等、地域住民が行う里山林整備331ヘクタールを支援いたしました。

この施策に関して、次期対策に向けた基本的な考え方としては、荒廃が懸念される森林の公益的機能の低下を防ぐための森林整備に引き続き取り組み、森林の循環利用に向けた主伐から再造林までの一貫作業や、地域住民が里山林を整備できる支援が必要で、これらの取組実施に当たっては、路網整備や花粉症発生源対策などにもあわせて取り組む必要があります。

(2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくりとしまして、間伐材の搬出推進のため、林内作業路126キロメートルを開設し、県産材を活用した新築住宅など、468棟に対し、住宅ポイントを交付することで、県産材の需要拡大を図りました。

次期対策に向けては、主伐期を迎えた森林資源の循環利用を進めるため、県産材需要を拡大させる必要があり、公共施設等の木造・木質化や、新たな木材製品の開発等に取り組む必要があります。

(3) 市町村が行う森林づくり等の推進として、集落周辺や街道沿線の森林整備306ヘクタールの実施や、小中学校の児童生徒を対象とした森林環境学習に小中学校延べ1,108校が取り組みました。

次期対策に向けては、森林環境譲与税が市町村に配分されている状況を踏まえて、地域の特色ある森林づくり、木育、森林環境学習など、市町村が求める独自性を持った取組を柔軟に支援する必要があります。

(4) 県民参画の推進として、ふくしま植樹祭を毎年開催し、合計延べ1,700名の県民の方々に御参加頂きました。

幼少期から成人まで幅広い世代への森林環境学習機会を創出し、保育施設の体験活動55回や、県立学校25校が森林環境学習に取り組みました。

次期対策に向けましては、森林ボランティア団体等の森林づくりを支援し、広い世代が参加する森林づくり意識醸成活動機会の提供、森林づくり活動フィールドの整備、指導者育成や森林環境学習施設等の情報発信、ふくしま植樹祭等の開催や、SNSなどを通じた、森林の有する公益的機能の重要性の発信に取り組む必要があります。

(5) ふくしまの森林文化の継承では、森林文化記録映像を6本作成し、出前講座を7回実施いたしました。

なお、こちらに記載はしていませんが、これまで作成した記録映像は、これで合計28本となっております。

また、桐や漆の生産振興のため、意見交換会を12回開催しております。

次期対策に向けましては、森林の文化や木の文化を県民の財産として次の世代に引き継ぐため、記録保存し、一般県民へ継承していく必要があります。

(6) 森林環境基金の運営では、第三者機関である「森林の未来を考える懇談会」を毎年3回ずつ開催し、税を活用した事業の評価や御意見を頂いております。

次期対策に向けましては、取組の透明性、平等性を確保するため、森林の未来を考える懇談会から評価を頂くとともに、制度への理解促進のための広報強化が必要です。

ここまでの資料1の中間取りまとめ(案)の14ページまでをまとめたものとなっております。

その続きの資料1の15ページをお開きください。

第4 福島県森林環境税を活用した次期対策の提案について御説明いたします。

19ページをお開きください。

図にまとめておりますので、こちらで御説明いたします。

なお、この図についてですが、事前に委員の皆様にお送りした案では、第3の次期対策に当たっての基本的な考え方の後ろ、本日の資料ですと15ページあたりになりますが、そのところに位置していたのですが、図に記載していた内容が項目の第4に近いことや、第4の次期対策の提案をこの図に整理した上で、重点的に取り組む事項等をお示したほうがより分かりやすいと考え、差し込む位置を修正しておりますので、この点も御確認頂ければと思います。

図 次期対策の施策の内容です。

施策の1つ目「森林環境の適正な保全」としまして、水源区域などの森林の有する公益的機能が特に高い区域内の造林や間伐等の森林整備、主伐から再造林までの一貫作業、里山林における緩衝帯整備、これらを重点的に取り組む事項としております。

ほかに、森林整備を進めるための路網整備や、森林病虫獣害対策、花粉症対策苗木の生産力強化、県と市町村等との森林情報の共有、Jクレジット制度の普及等について取り組むこととしております。

施策の2つ目「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」です。

県民の木材利用に対する意識の醸成、県産材の住宅等建築物への利用を重点的に取り組む事項としております。

そのほか、間伐材等の木質バイオマス利用、森林認証制度の普及推進、新たな技術等による木材製品の開発などに取り組むこととしております。

施策の3つ目「市町村が行う森林づくり等の推進」です。

小中学校における森林環境教育・学習・活動の実施、地域住民の森林環境学習や幼少期の「木育」等による森林づくりへの意識醸成、ボランティア活動フィールドなどの森林整備、森林情報の適正管理、森林環境学習施設等の木造・木質化などに取り組むこととしております。

施策の4つ目「県民参画の推進」では、企業や森林ボランティア

団体等の森林づくりの推進、幅広い世代への森林づくり意識醸成、森林環境学習、ふくしま植樹祭の開催、SNSを通じた情報発信等を重点と位置づけ、ほかに森林づくり指導者の育成、森林づくりフィールドの整備、森林環境学習施設等に関する情報提供等に取り組むこととしております。

「ふくしまの森林文化の継承」では、森林や木材に関する文化の記録と研修会等での活用による技術継承保存と意識醸成を重点とし、桐や漆、きのこなどの森の恵みに関する県民への普及、地域産業の振興に取り組むこととしております。

「森林環境基金の運営」では、引き続き県税を活用した事業への意見聴取や評価、県税を活用した取組の広報に取り組むこととしております。

続きまして、資料の2を御覧ください。

事前に委員の皆様から頂いた御意見等と、その対応について御説明させていただきます。

なお、ここでは、中間取りまとめ(案)の修正等に関する御意見のみを御紹介させていただきたいと思いますので、御了承頂きたいと思います。

No.1「【取組の内容と実績】で、沢山の実績を書いているが全て文書で書かれているので分かりづらい。表やグラフにしてもらえると分かりやすい。」というような御助言がございました。

この御意見をもとに、先ほど御説明させていただきましたA3判の横の表、こちらを作成させていただいております。

No.3、「次期対策に当たっての基本的な考え方について」の部分に、御意見で「2022年のCOP15で2030年までの世界目標として、ネイチャーポジティブを目指すことが決まっていること、福島県が果たす役割は非常に多いと考える、森林環境税をネイチャーポジティブにつながる取組に活用できる仕組みを御検討頂きたい、福島県はネイチャーポジティブに関しての、普及が進んでいないと感じる。」といった御意見がございました。

この御意見に関しまして、中間取りまとめ(案)のほうは、原案の

	ままとさせていただきました。 理由としましては、本県の現状や課題を踏まえ、本税においては、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成というところを主軸にまとめさせていただいております。 また、本県における取組は、御意見を頂戴いたしましたネイチャーポジティブのほか、SDGs、2050カーボンニュートラル等にも貢献すると考えております。 それぞれの目標達成において、まずは最初の一步として、森林づくり活動等へ県民の皆様に参加していただくことが必要と考えております。 生物多様性の保全の取組については、原案にお示しております中間取りまとめの中でも、例えば一貫作業や再生林の推進、年齢構成の平準化といった内容で記載させていただいており、令和8年度以降の具体的な取組に当たっては、主管課である自然保護課と連携を図りながら、検討・実行してまいりたいと考えております。 No.5です。 第4の(5)に対する御意見となっております。 「ふくしまの森林文化の継承」に関する御意見でございますが、「森林文化についての周知がもっと必要ではないのかと感じた」ということと、「情報発信にも力を入れた事業を展開していただけたら」という御意見でございました。 No.6 も同じく、森林文化の継承に関する御意見でございました。 「より具体的に調査し、考えて対策をしていくべき」「木が使用される機会が減ってしまっている」「どのように継承していくか、知恵を出し合い、進めていかないといけない」「文化庁等とも連携していく必要がある」「桐や漆、木造建築の大工仕事、組手や建具の技の組子なども消えつつある」といったところ、「現在残っている職人の技を残していけるような仕組みも必要」といった御意見でございます。 お二方の御意見を踏まえまして、資料1の16ページを御覧ください。16ページから17ページにかけてになります。
--	--

前書きの部分に赤書きの部分を追加しております。

あわせて、「①本県で育まれた森林文化を記録し、県民共有の財産とするとともに、記録公開や研修会開催等による技術継承及び意識醸成。」「②桐や漆、きのこなど森の恵みに関する魅力を県民へ発信するとともに、関連する地域産業を振興。」こちらを追記させていただきます。

以上が委員から頂いた御意見への対応等になります。

続きまして、今回の中間取りまとめ(案)に関する内容ではございませんが、第4期森林環境基金事業の枠組み等について、参考までに御説明させていただきます。

参考1の2ページを御覧ください。

第4期の令和3年度から令和7年度までの、税収額合計見込みは、57.5億円で、うち、県・市町村の徴収取扱費4億円を除いた、53.5億円を基金に繰入れ、前の第3期繰越額3.5億円を含めた57億円と、他財源0.4億円を足した、57.4億円を活用して事業に取り組んでおります。

内訳は県事業が42.9億円、市町村事業が14.5億円となっており、県事業のうち、森林環境の適正な保全が27.8億円、森林資源の活用による持続可能な社会づくりが10億円、県民参画の推進が4.4億円、ふくしまの森林文化の継承が0.6億円、森林環境基金の運営が0.1億円となっております。

3ページ目は、期毎の施策分野別の実施割合となっております。

第1期から第4期まで全ての期において、主たる施策となる森林環境の適正な保全、こちらに最も多く活用しております。

この森林環境の適正な保全は、第1期、第2期ともに50%を上回っていましたが、第3期以降は、県民参画の推進や、森林資源の活用促進の取組が増加しています。

理由としましては、県内の森林資源が充実し、木材利用促進に関する取組が増えたこと、森林環境学習や森林づくり意識醸成活動等への取組の拡充が挙げられます。

市町村が行う森林づくり等の推進は、第1から第4期までほぼ同じ割合となっております。

	なお、第3期では、全国植樹祭をシンボルイベントとして位置付け、関連事業に積極的に取り組んだため、県民参画の推進が大きく増えていますが、これを除いた場合、施策ごとの割合は大きくは変わっておりません。 最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。 4ページ目を御覧ください。 本日、第3回森林審議会において、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方についての中間とりまとめ(案)をとりまとめたいただきましたら、12月の下旬から1か月ほど、県民意見公募(パブコメ)をかける予定であります。県民から、中間取りまとめ(案)への御意見を公募いたします。 この県民意見をもとに再度中間取りまとめ内容を見直し、2月6日に第4回森林審議会を開催し、答申案をとりまとめる予定であります。 この後、この答申案をもとに、地方税制等検討会が開催され、3月頃には報告書が提出される予定となっており、これを受けまして、令和7年4月頃に、森林審議会を、開催させていただき、答申を頂く予定で進めてまいりたいと考えております。 また、税制等検討会から、質問等があった場合には、年度内にさらにもう1回、森林審議会を開催させていただくこともございますので、御了承願います。 以上、令和8年度以降の福島県森林環境税の在り方について中間取りまとめ(案)の御説明をいたしました。 御審議のほどよろしく願いいたします。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明がありましたが、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。 今野委員お願いいたします。
今野委員	資料1の19ページの森林環境保全のパートのところで、里山林等の森林病虫獣害対策に取り組むというところが入っておりますが、これを実施するに当たってその実態の把握をするというところは必要なのではないかと思って、そこにも予算を使つてはどうかと思いました。

議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 事務局のほうでいかがでしょうか
森林保全課長 (石井課長)	野生動物との緩衝帯の整備でございますが、こちらについては、地元市町村等からの要望に基づいて、里山林整備事業で対応しているところで、改めてその実態調査をしながら、必要面積を把握しているということではなくて、要望に応じて対応しているというのが現在の状況でございます。
議長 (藤野会長)	今後もそういう実態調査をこの森林環境税もしくはほかの事業で行う予定などはございますでしょうか。
森林保全課長 (石井課長)	現時点では地元からの要望で対応しているということで、調査等の予定はございません。
今野委員	要望があるのはそうなんですけど、実際、この環境税が使われて、それを実施したことによって、獣害が防げるとか、病虫害が防げるようになったという、その実績としては、結局整備した面積でしか今は計ってないということになるかと思うのですが、その辺が後々適正に使われたのかという事を考えるのであれば、実態がこうだったからそのためにこういう整備をして、こういう結果になるというところも、県民にもお示ししていく必要があるのではないかなと思います。 実態把握したほうがいいのかというところで御意見させていただきます。
議長 (藤野会長)	適正に使用されているというのは、お金の意味で不正が行われているというようなお話ではなくて、本来だったら、例えば、100ヘクタールぐらい整備しないといけないところを、この予算を使って5ヘクタールしかしていなかったと。要望通りだと5ヘクタールやりましたと言ってるんだけど、本来100ヘクタールしないといけないところをたった5ヘクタールだったら全然できていないんじゃないのかと。そういうところをしっかりと勘案すべきという御意見でしょうかね。

今野委員	そうですね、多いほうがいいのはいいとは思いますが、それを予算の中でやるしかないと思うんですが、鳥獣害の場合でも地区の要望でここをやってほしいというのは確かに上がっているんですが、それを実施することによって本当に防げるのかどうかというところも、その専門家的な視点から見たときに、それを踏まえた上で実施しているのかということもそうですし、私も現場でいろいろ見ている感じだと、そういうところもあつたりもするので、実態把握の上で、ちゃんと効果が出るようにやらないと、また出ちゃったからその地区でまたやろう、またやろうと次々に範囲が拡大されていくだけになってしまうこともあるのかなと思うので、その辺も1回実態把握というところはきちんとやられた上で、伐採とか間伐とかをやったほうがいいのではないかと思います
議長 (藤野会長)	つまり、要望があつた集落で対策を行いました。これで例えばシカが来なくなりました。でも、隣の集落にいっぱい出るようになりました。こういうような、獣害等の独特の対策をしたからといって、それが本当に効果があつたかどうか分からないとの御指摘ですね。
森林計画課長 (鈴木課長)	御意見ありがとうございます。 実際の効果というところですが、今後事業として立ち上げる際に、どのような方法があるのかということを検討したいと思います。
議長 (藤野会長)	この森林環境税の中だけというよりは、県として、どのように対応していくのかということになってくると思いますので、十分御判断頂ければと思います。 ほか、御意見、御質問などいかがでしょうか。 それでは田子委員、お願いいたします。
田子委員	要望という意味でお聞き頂ければと思います。 先ほどの阿武隈川の地域森林計画のところでもありましたように、造林面積が6,245ヘクタールの計画があつたんですが、実行は1672ヘクタール、27%の実行歩合であつたと。これは、この地域だけじゃなくしておそらく福島県全体このような状況なのかなと推測しております。 これは皆伐をしても植えない、伐後放置のところなど、いろいろ

	あるのかと思います。 この森林環境税の中で、水源かん養であったり山地災害防止というところが、非常に大事な役割を担っていると思いますし、今までその成果は、私は現場にいる立場として、十分あったと認識しております。 ただ、先ほどの説明の中にもありましたように、材価の長期低迷によって、なかなか森林所有者の方に材価だけの還元では、再造林を行う、そしてその後の管理を行うという費用がなかなか見いだせないという現実があるので、この森林環境税によって、後押しをしてくれるというところは非常にありがたい状況だと感じております。 説明にもありましたように、県内においても齢級構成がかなりいびつな状況。最近植えている面積は微々たるもので、これが30年後40年後に製材所の皆さんが、適材適寸の木が欲しいといったとき、本当にあるのだろうか、持続可能な資源となり得るのだろうかという懸念もしております。 一方で、高齢級の木だけだとすると、当然二酸化炭素の吸収能力も落ちており、カーボンニュートラルの実現という期待をしている役目もしっかり果たすところには至らない可能性もあるので、今まではこの森林環境税において、どちらかというと主力は間伐だったかもしれませんが、これからは高齢級の林分を皆伐して、少花粉もしくは無花粉、もしくは他樹種をきちんと植えて、そして、将来の資源としても、二酸化炭素の吸収能力を高めるという意味でも、花粉の発生を抑えるという意味においても、間伐から主伐再造林にシフトすべきなのかなと考えております。 現場としては、この県独自の森林環境税という仕組みは非常にありがたいと思っておりますし、今までも確かな効果がありましたので、ぜひ継続していただきたい。ただし、進め方・考え方を再度検討してほしい。先ほどJークレジットを推進するとありましたが、協定の文書の内容であったり、民有林でそれを実行しようとなると、かなりハードルが高いという現実もあるので、その辺の指導等もお願いできたらと思います。 以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございました。 では森林整備課長お願いいたします。

森林整備課長
(宗方課長)

田子委員から要望として御意見頂きましたことについてお答えします。

齢級構成をみても間伐から再造林に向かっていくべきだということはおっしゃるとおりでありまして、現在の間伐と造林というところのくくりでいきますと、令和6年度の森林機能向上事業という間伐をメインにしている事業があります。あと、森林機能維持事業という、再造林を中心にした事業がありまして、この予算についても、令和6年度から、間伐の予算よりも再造林に重点を置く予算となっており、令和6年度から再造林のほうが逆転して多くなっている流れがあります。

次期対策についても、この流れをより一層推進しながら、いびつになっている齢級構成の中で、改めて、次なる森林資源を造成するための再造林を推進していきたいと考えております。

あわせて、19ページにありましたように、Jクレジットの制度の普及という中で、現行制度の森林整備に係る協定において、「二酸化炭素吸収量の権利」が県に帰属する、という記載がございます。その件についても、現在、本県として10月にカーボンニュートラルの条例もつくっておりますし、そういった森林整備を行うことによる副次的な効果を、民間の力をより積極的に取り入れるというところで、ここの見直しも積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、再造林に向けての取組の御協力をよろしく願いたいと思います。

以上です。

議長
(藤野会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。

私のほうから、お配り頂いた参考の1、これと資料1の19ページの図 次期対策の施策の内容についてなんですが、全体的なつくりとして上のほうに「森林環境の保全」、そして下側に「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」というふうに書かれていて、その境目のところが「市町村が行う森林づくり等の推進」となっておりますが、3の真ん中あたりで色が変わっているので、これは3のこの取組が両方にかかっているのか、それともたまたま作り間違えたのか、どっちなのか説明を頂きたい。

そして参考の1、右側の「次期対策に向けた基本的な考え方」と

森林計画課主幹 (眞壁主幹)	いうことで、番号と丸がついてるんですが、途中から対応しているものが分からない箇所があるので、これについて御説明頂ければと思います。 事務局から御説明させていただきたいと思います。 会長の御指摘のとおり、この色分けは意識した色分けでございます、3の「市町村が行う森林づくり等の推進」という部分の中身が、「森林環境の保全」の部分と、「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」の両方にかかってくる部分となっております。 例えば、参考の1でちょうど太線で引かせていただいておりますが、(3)の部分に3点打って実績を上げてございます。 3つ目の「小中学校の児童生徒を対象とした森林環境学習」という部分は意識醸成になるということで、これが「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」のくりとなっております。 ほかの2つは「森林環境の保全」でくっております。 こちらの参考資料の2ページ目を御覧頂ければと思いますが、こちらを御覧頂くと分かりやすいと思います。表の下のほうに四つ欄がありまして、右側に市町村事業のくりが2つございます。 市町村事業には「森林環境を保全するための事業」という部分に、「県産材の利活用推進」や「木材バイオマスの利活用推進」、「その他」という重点枠の部分の記載がございます。 それ以外に、右側の「森林づくりの意識を醸成するための事業」というところに、同じく市町村事業ですが、こちらは基本枠の部分が大きく関わってきており、こういった形でまたがっているところを表現しています。 資料1の19ページの図も、そういう意味でこの施策の3番目の「市町村が行う森林づくり等の推進」が2つにまたがるという意味で、ここに入れております。 重点的に取り組む事項上に置いているという都合上、線でうまく分かれているわけではありませんが、またがるという意味での表現をさせていただいているところです。 参考資料の1の部分で、1番右の末に書かれて書いております次期対策に向けた基本的な考え方のところは、丸の位置がずれております。大変失礼いたしました。 では合わせておいていただければと思います。
議長	

(藤野会長)	ほかに御意見、御質問などございますでしょうか。 五十嵐委員、お願いいたします。
五十嵐委員	2点あるんですが、この参考1の、取組内容の「森林環境の保全」の中で「県産材を活用した新築住宅等の建築主への住宅ポイント交付」ということで、新築住宅が468棟ということですが、新築住宅「等」の中には、リフォームのような形のものは含まれていないですね。
議長 (藤野会長)	林業振興課長お願いします。
林業振興課長 (酒井課長)	ポイントは最大で60万円相当分ということなのですが、リフォームのところにつきましては、少し調べさせてください。
五十嵐委員	知り合いが、県産材を使ってリフォームした件があったんです。 その際、床材と壁材にかなり地元材を使ったんですが、応募しようとしたら「構造材に限る」というような書き方があったので、床とか壁面というのは含まれないみたいで、残念ながら該当しなかったらしいんですが、床を合板の代わりに無垢の、例えばスギですとか、地元の製材所さんで引いていただいたものを使うことが該当になると、新築というのはハードルが高いような現状になっていますので、広く浅くこういった県産材を使うということを周知させるには、今後そのあたりも考えていただくのもいいのかなと思って意見を申し上げました。
林業振興課長 (酒井課長)	ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいと思います。
五十嵐委員	あともう1点なんですけれども、森林環境学習ということで、小中学校を中心に、幅広くやっていらっしゃると思います。 県の考え方としても、これも今の取組内容のちょうどこの黄色と緑の間の下のところなんですが、この地域の特色あるということでの学習なので、市町村独自に、その学校に任せて、そこに対しての支援を行うという、その姿勢はすごく意味があると思います。市町村がこの森林環境の学習に意義を見いだして積極的に進めて

	いる学校もしくは先生ですと、非常に意味のある取組もできると思いますが、先生方もどんどん変わっていきますし、森林環境にあまり馴染みのない先生方の場合には、なかなか積極的に取り組まないという問題も出てくると思うんです。 これもすぐにということじゃないんですが、様々な形で、教育委員会等で先生方の研修とか、今 ICT教育を中心に先生方は研修をなさってると思うんですが、そこに今までの取組の中で非常に有効だったとか特色があったりとか、面白い森林環境学習の例とかを研修に取り入れていただくこともいいのかなと常々思っています。すぐにとはいえないと思うんですが、きっかけとしてそんなことができればいいのではないかと思います。 以上です。
森林計画課長 (鈴木課長)	貴重な御意見ありがとうございます。 今までの取組の実績が相当数出てきておりますので、そういったところを考えながら、こういった取組はどうだろうかということを今後検討していければと思っております。
議長 (藤野会長)	積極的に検討のほうよろしく願いいたします。 ほか、いかがでしょうか。 では、鈴木謙司郎委員お願いいたします。
鈴木(謙)委員	森林環境保全の県産材を活用した新築住宅のポイント交付というところでなんですが、住宅のほうもポイントつけていただくのと、これから住宅というのはどうしても人口減少などもあるので、住宅以外の建物であったり、そういう施設などの非住宅にもこういったポイントなどをつけていただくと、木材はかなり使われると思いますので、どうかと思つての意見でした。 もう1つが、例えば農林水産のものじゃないですが、他県への売り込みということで、例えばお米とか、トマトとかそういったものを消費地である東京とかそういったところにも売り込みをされると思うんですが、木材も同様に他県に持っていった場合の、そういったポイントなども御検討していただければいいかと思います。 他の県では積極的に、消費地にポイントであるとかそういったものをいろいろ出していると聞いたので、御意見として出させていただきました。

森林計画課長 (鈴木課長)	木材利用拡大に関しての貴重な御意見ありがとうございます。 検討をさせていただきたいと思います。
議長 (藤野会長)	念のための確認ですが、令和8年度以降もこの住宅ポイント交付は、県としては行うということによろしいでしょうか。
森林計画課長 (鈴木課長)	制度継続の決定後となりますが、検討したいと思います。
議長 (藤野会長)	参考1は、令和3年度から5年度までの実績であり、資料1の15から16ページにかけてのところに、木材利用のことが文面として書かれておりますが、こちらには住宅ポイント等は記述されておられませんので、今後の県庁の中の協議によっては、住宅ポイント自体が取りやめになる可能性も捨て切れないということは一応御了承頂ければと思います。 他に御意見いかがでしょうか。 では、今野委員お願いいたします。
今野委員	先ほどの五十嵐委員のお話に付け加えるような形になるのですが、森林環境学習を私のほうでもやることもあるんですが、学校の先生たちは忙しいので、1から自分たちでプログラムを考えたりとか、その事業の中に組み込むというのは厳しい部分があるかなと思いますので、もりの案内人さんたちをお願いしてやっていただいたりする部分もあると思うんですが、そのもりの案内人さんに森林環境学習のプログラム自体を提供して、それを学校に行って運営してもらうというような形のことができると、もう少し意図的に森林環境学習プログラムを普及するというような形もできるのかなと思うので、そんなことも今後御検討頂ければいいかなと思います。
森林計画課長 (鈴木課長)	小中学校の森林環境学習ですが、参考1の(4)森林づくり活動指導者の育成というところにもりの案内人と書かせていただいておりますが、実際小中学校でもりの案内人の方が講師を務めて学習をされているという例もございます。 そういった取組で今も進めているところでございます。

今野委員	もりの案内人さんの育成研修とかやられていると思うんですが、そのときに小学校とか中学校に森林環境学習でこういうプログラムができますよというそのプログラム自体も、その育成研修の中に入れたりしながらそれを運営して、自分たちのいる小学校とか中学校に売り込みするじゃないですけどそういう形で積極的に、意図的に森林学習のプログラムを作ったものを運営していってもらおうというようなことをすると少し小学校の先生方も助かる部分も多いと思いますので、そんなことも考えられてはいかがかなという意見でございました。 あともう1つ、参考1の表の中の緑と黄色分けていただいているんですけども、次のページの「第4期森林環境基金事業の枠組み」は、これは都合上白黒なのかもしれませんが、事業の中身の部分も何か色分けを同じようにしていただくともう少しイメージしやすいかなと思いました。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 2点目のところは、御意見ということで、PDFファイルなどで作れるのであれば色分けしていただければ良いのではないかと思います。 1点目のほうについてはいかがでしょうか。
森林計画課長 (鈴木課長)	先ほどは答えになっておりませんでした、申し訳ありません。 御意見いただいたところを、次期対策の中で検討していきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。
議長 (藤野会長)	県庁の中だけでやるわけにはいきませんので、教育行政とのつながりということになってきます。 例えば、授業の時間の中で、1つのコマの中で終わらせないといけない場合は、こういうことをしないといけない、もし2コマ使っていいんだったらこういうことができます、そういったことも考えないといけないし、特にもりの案内人の方と、そういう小中学校との間で1番のギャップっていうのは、安全に関する部分、ここの部分が1番大きな部分になってきたりすると思います。 ほかにもいろいろと教育では気にすることが、もりの案内の方、行政も含めてあまり認識していない部分というのが結構ありますので、まずは森林環境学習でどんなことが行われてるのかというのを

阿部委員	調べて少し整理していただく中で、こういうパターンがあるんだなというのを、教育とは何ぞやというところを勉強いただき、もりの案内人の方にお示しできるようなモデルプログラムのようなものを一度、簡単なものをつくっていただければ良いかと思います。 それがあれば、もりの案内人の方のほうが多分柔軟性がありますので、地域によって、生えてる樹種とか生き物が違いますけれども、「こういう感じでお願いします」と言われれば、「おたくの地域の山でしたらあの木がありますのでこういうことをしてみましよう」というような、提案をしていただけたらと思っておりますので、そのような流れで見えていただけるのが良いのではないかと思います。 小中学校の先生は、とても忙しい上に専門知識ゼロだと思っていただいたほうが良いと思いますので、できれば森林サイドのほうからも、全てとは言いませんが、モデル的にこのようなものはどうですか、というのをやっていただけたらいいと思います。 そういった森林体験のプログラムはインターネット上にもいっぱいありますので、そういうのを参考にさせていただけたらいいと思います。 1番良いのは、一度県庁の皆さんがそういうプログラムに御参加ください。それが1番早いです。皆さん御専門なので知ってはいると思うんですが、こういう体験プログラムを経験はされていないと思いますので、それを自分が実施する側になったらどうなるんだろうと思いながら経験していただくと、非常に良い案がたくさん出てくるのではないかと思います。何しろ皆さん森林林業のプロでございますので、そういう視点で見えていただけるほうがより実効性もあり、よりレベルの高いものになってくるのではないかと思います。 貴重な御意見ありがとうございました。 時間も大分たってまいりましたが、ほかに御意見はいかがでしょうか。 阿部委員、御意見ございますか。 森林資源の活用と次世代の人材育成に関することですが、本学の建築デザイン専攻では、先月11月に福島県の相双農林事務所さんのご提案で、構造用大断面の集成材の施設見学や、県産材を活用して建築された施設見学のほか、製材工場を見学するフィールドワークを試みました。 先ほど話に出た大工技術の継承と同様に、これから建築士とし
-------------	---

	て社会で活躍する学生に対して、意識の醸成という意味では、もちろん幼少期からの木育はとても大事なことと思いますが、大学生に対しても森林資源の活用について考える見学会やフィールドワークの機会を頂ければ人材育成にもつながるのではないかと思います。 例えばそういった項目につきましてもこの中に加えていただけたらすごくありがたいと思います。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 こちらの資料の中では小中学校「等」となっておりますけれども、高・大も含めて記述してはいただけないかというお話だったかと思います。
阿部委員	今回初めての取組でしたが、学生の反応が新鮮だったということもあってとてもよかったので、実際にフィールドワークをしながら地域資源についても考える機会を与えていただけると、次世代の育成という面でもプラスになるのではないかと思います。 以上です。
議長 (藤野会長)	ありがとうございます。 では森林計画課長お願いします。
森林計画課長 (鈴木課長)	阿部委員からお尋ねありました、大学生への支援といった内容ですが、参考1の中の取組内容の(4)県民参画の推進というところで、3つ目の点なんですけれども、幼少期から成人まで幅広い世代への森林環境学習機会の創出ということで、県内の大学生グループ19団体に支援した実績がございます。 実際どういったことかと言いますと県内の大学におけるサークル活動などグループによる森林に関する自己学習を支援しているものでございますが、こちらとは内容が違うイメージでしょうか。
阿部委員	そうですね。本学でもお世話になっております。森林自己学習支援事業では、学生を中心とした活動ということでお世話になっておりますが、こちら側からの働きかけで、そういった機会をつくってあげるという意味で意義あることでしたので、そういった企画も考えていく必要があるのではと思いましたので意見を述べさせていた

	できました。
森林計画課長 (鈴木課長)	承知いたしました。 御意見ありがとうございます。
議長 (藤野委員)	参考までに申し上げておくと、森林自己学習というのは、卒業論文のような、自分たちで勉強していく、1人というよりは、大体グループで行うことが多いのですが、旅費や資料を買ったりする費用、そういうものを、県が補助してくれる、そういう事業があります。 ですので、工場見学に行くというよりは、もう少しお勉強をしていただくものになりますが、そこまでいかないにしても、全然よく分かっていない学生たちを山に連れていくとか、製材工場に連れていく、そういうものもあってもいいのかなとは思っています。 私も、学生を連れて行くときもありますし、今も連れていく企画を立てていたりしますが、全然知りませんね。普通に小学生と同じような反応するので、小学生と同じような内容をやっております。 それで十分楽しんでもらえるので、それで良いのかなと思います。幅広く機会が増えれば増えるだけいいのかなと思います。 御意見ありがとうございました。 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。 特にないようでしたら、これで本日の審議終了したいと思います。特に修正すべき点でいうと先ほど私がお話しした丸がずれていることぐらいしかなかったかと思いますので、この後、もう一度見直していく中で多少の修正等があるようでしたら、事務局と私のほうで調整させていただくこともあろうかと思います。 御一任頂いてよろしいでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、以上で本日の審議を終了したいと思います。 御協力ありがとうございました。 司会をお戻ししたいと思います。
司会 (野崎総括主幹)	藤野会長ありがとうございました。 また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議頂きまして誠にありがとうございます。 それでは次第の6その他に移らせていただきます。 事務局のほうからお願いいたします。

森林計画課主幹
(眞壁主幹)

事務局より2点御連絡がございます。

1点目は次回の開催についてです。

先ほどスケジュールの中で御説明させていただきましたが、令和6年度第4回福島県森林審議会は、2月6日(木)の午後1時半からの開催を予定しております。

なお、後日森林審議会長から文書で御案内いたしますので、御確認ください。

2点目は本日の議事録についてです。

議事録につきましては、整理の上、御発言頂きました各委員に御確認を頂き、議事録署名人の署名後、写しを全員へお送りいたします。

なお、議事録は福島県ホームページで公表いたしますので、御了承願います。

以上になります。

司会
(野崎総括主幹)

それでは以上をもちまして、福島県森林審議会を閉会いたします。